平成２３年（フ）第６５号
岐阜県大垣市和合新町２丁目51番地の１
破産者　大昌自動車株式会社
１　決定年月日　平成24年７月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第１７５号
岐阜県瑞浪市陶町大川575番地の１
破産者　有限会社山大製陶所
１　決定年月日　平成24年７月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第２号
静岡県駿東郡清水町上徳倉28番地の１
破産者　株式会社モチズキ
１　決定年月日　平成24年７月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１６７３号
京都市山科区上花山桜谷７番地の51、介護事業所の住所大津市松原町17―10　コスモ石山１階
破産者　有限会社宝コーポレーション
１　決定年月日　平成24年７月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第４９９号
北海道二海郡八雲町富士見町145番地
破産者　鳴海　　隆
１　決定年月日　平成24年７月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５６１号
秋田県男鹿市野石字宮沢３番地
破産者　佐藤　文衛
１　決定年月日　平成24年７月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４号
茨城県北茨城市関南町仁井田198番地１、住民票上の住所茨城県北茨城市大津町1458番地の１
破産者　鈴木　保則
１　決定年月日　平成24年７月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第１５２０号
埼玉県上尾市中妻５丁目８番地１　サニーハイツ中妻701、住民票上の住所埼玉県桶川市大字川田谷4764番地の26
破産者　岩井　　繁
１　決定年月日　平成24年７月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１２号
千葉県東金市福俵826番地７
破産者　豊田　康雄
１　決定年月日　平成24年７月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第９８６４号
三重県名張市梅が丘北５番町118番地、住民票上の住所三重県名張市梅が丘北４番町54番地
破産者　緒方　陽一
１　決定年月日　平成24年７月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５０３号
大阪市東成区大今里南４丁目16番20号　セピアコート302号
破産者　小川　孝弘
１　決定年月日　平成24年７月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４３０号
大阪府高石市綾園７丁目２番19―401号、前住所大阪府高石市千代田２丁目12番１号
破産者　太田　晋吾
１　決定年月日　平成24年７月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４５号
兵庫県佐用郡佐用町三日月1457番地、前住所兵庫県佐用郡佐用町三日月702番地13
破産者　ウエショーこと　植村　壽男
１　決定年月日　平成24年７月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２３年（フ）第１０８号
徳島県板野郡板野町大寺字亀山下87番地23、旧住所徳島市庄町５丁目81番地の141
破産者　須藤　雅士
１　決定年月日　平成24年７月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２４８号
富山市犬島３丁目７番６号
破産者　小杉　佳之
１　決定年月日　平成24年７月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２８２号
鳥取県八頭郡八頭町皆原151番地、開始決定時の住所鳥取県八頭郡八頭町宮谷190番地２　サンライトヴィラ104号室
破産者　大河原留美
１　決定年月日　平成24年７月３日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２３６号
長崎県佐世保市黒髪町6620番地32、前住所福岡県前原市前原東１丁目６番41―405号
破産者　小川　英二
１　決定年月日　平成24年６月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係